

手のひら貸金庫規定 新旧対照表 (2026年4月1日 改定)

(下線部分が改定箇所)

改定前	改定後
1. (本人の確認) (略) 2. (生体情報、生年月日、貸金庫番号、暗証番号の登録) (略) 3. (生体情報の確認等) (略) 4. (格納品の範囲) (1) (略) (2) (略) <u>(新規追加)</u>	1. (本人の確認) (略) 2. (生体情報、生年月日、貸金庫番号、暗証番号の登録) (略) 3. (生体情報の確認等) (略) 4. (格納品の範囲) (1) (略) (2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 5. 利用目的の確認 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、本人は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第4条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の社員の立ち会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u>
<u>5. (契約期間等) (略)</u> <u>6. (使用料) (略)</u> <u>7. (貸金庫の開閉等) (略)</u> <u>8. (届出事項の変更等) (略)</u> <u>9. (貸金庫故障時の取扱い)</u>	<u>6. (契約期間等) (略)</u> <u>7. (使用料) (略)</u> <u>8. (貸金庫の開閉等) (略)</u> <u>9. (届出事項の変更等) (略)</u> <u>10. (貸金庫故障時の取扱い)</u>

改定前	改定後
停電、故障等により生体情報による貸金庫の開扉ができないときは、<u>平日 9 時～ 19 時、土・日・祝休日 9 時～ 17 時の間に当行の窓口にお問い合わせください。なお、平日とは、休日を除く月曜日～金曜日をいいます。また、休日とは土曜日・日曜日のほかに次の日をいいます。祝日、振替休日、国民の休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 2 月 3 1 日</u> <u>1 0.</u> （生体情報照合、暗証番号照合）（略） <u>1 1.</u> （損害の負担等）（略） <u>1 2.</u> （反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、<u>第 1 3 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 3 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫使用申込をお断りするものとします。</u> <u>1 3.</u> （解約等） （1）この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>当行</u>所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、<u>当行</u>はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当行</u>から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第 5 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①本人が使用料を支払わないとき ②本人について相続の開始があったとき ③本人もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、<u>当行</u>もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤本人または代理人がこの規定に違反したとき	停電、故障等により生体情報による貸金庫の開扉ができないときは、<u>営業時間内に当店の窓口にお問い合わせください。</u> <u>1 1.</u> （生体情報照合、暗証番号照合）（略） <u>1 2.</u> （損害の負担等）（略） <u>1 3.</u> （反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、<u>第 1 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当社はこの貸金庫使用申込をおことわりするものとします。</u> <u>1 4.</u> （解約等） （1）この契約は、本人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>当社</u>所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 （2）次の各号の一にでも該当する場合には、<u>当社</u>はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当社</u>から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第 6 条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①本人が使用料を支払わないとき ②本人について相続の開始があったとき ③本人もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、<u>当社</u>もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤本人または代理人がこの規定に違反したとき

改定前	改定後
<u>(新規追加)</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、<u>当行</u>はこの貸金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当行</u>から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 <u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①本人が貸金庫<u>申込時</u>にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②本人または代理人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u>	<u>⑥本人名義人が存在しないことが明らかになったときまたは本人名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第5条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、<u>当社</u>はこの貸金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当社</u>から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。 ①本人が貸金庫<u>使用申込時</u>にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②本人または代理人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u>

改定前	改定後
<u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して<u>次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当行</u>の信用を毀損し、または<u>当行</u>の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) <u>前 3 項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第 6 条第 3 項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、<u>当行</u>はこの不足額を明渡しの日<u>に第 6 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u> (5) <u>本条第 1 項から第 3 項</u>の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、<u>当行は所定の方法により貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。</u> なお、<u>当行</u>は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は<u>借主</u>の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他<u>借主</u>が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、<u>当行</u>からの請求がありしだい支払ってください。	③本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して<u>次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当社</u>の信用を毀損し、または<u>当社</u>の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) <u>前 2 項または前 3 項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第 7 条第 3 項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、<u>当社</u>はこの不足額を明渡しの日<u>に第 7 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u> (5) <u>第 1 項、第 2 項または第 3 項</u>の明渡しが 3 ヶ月以上遅延したときは、<u>当社は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。</u> なお、<u>当社</u>は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は<u>本人</u>の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他<u>本人</u>が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、<u>当社</u>からの請求がありしだい支払ってください。

改定前	改定後
<u>14.</u>（貸金庫の修繕・移転等）（略） <u>15.</u>（緊急措置）（略） <u>16.</u>（譲渡、転貸等の禁止）（略） <u>（新規追加）</u>	<u>15.</u>（貸金庫の修繕・移転等）（略） <u>16.</u>（緊急措置）（略） <u>17.</u>（譲渡、転貸等の禁止）（略） <u>18.</u>（規定の変更） <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>

以上